

一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知が 義務となります！

平成23年4月1日からは、次世代育成支援対策推進法に基づき、101人以上の従業員を雇用する企業は、仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定し、東京労働局雇用均等室に届出、公表、従業員への周知が義務づけられます（100人以下の企業は努力義務です）。

行動計画の策定

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策を定めるものです。

なお、目標は職場の実情に応じて何項目設定していただいても構いませんが、従業員のニーズを踏まえたものとする等職場の実情に応じた行動計画を策定してください。

※ 行動計画の策定はこちらを参考にしてください。

http://www.roudoukyoku.go.jp/topics/2009/20090826_jisedai/20100120_jisedai.pdf

※ 行動計画のモデル例

http://www.roudoukyoku.go.jp/seido/kintou/image/jisedai_img/model.doc

行動計画の公表と従業員への周知

行動計画を策定（または変更）したら、行動計画そのものを一般に公表し、従業員へ周知を行ってください。

◇ 行動計画の公表方法

- (1) インターネットの利用（21世紀職業財団が運営する「両立支援ひろば」(※) や、自社のホームページへの掲載）
- (2) 自治体の広報誌への掲載 など

※ 両立支援ひろば

企業が行う、仕事と家庭の両立支援の取組や行動計画を閲覧・検索できるサイトです。このサイトに登録することによって、行動計画の公表を無料で行うことができます。

ぜひ、ご利用ください。 <http://www.ryouritsushien.jp/>

◇ 行動計画の従業員への周知方法

- (1) 事業所の見やすい場所への掲示や備え付け
- (2) 従業員への配布
- (3) 電子メールを利用して送信 など

行動計画策定の届出

行動計画を策定したことを届出様式により東京労働局に届け出てください。

行動計画を策定して、**お早めに東京労働局にお届けください**

行動計画の届出様式は、東京労働局のホームページからダウンロードできます。

<http://www.roudoukyoku.go.jp/seido/kintou/index.html>

東京労働局雇用均等室では「行動計画策定相談会」を実施しております。是非、ご利用ください。詳しくは、こちら東京労働局ホームページをご覧ください。

<http://www.roudoukyoku.go.jp/event/2010/20101203/soudankai.pdf>

お問い合わせ・お届け先 東京労働局雇用均等室
〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
電話 03-3512-1611